

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を執行しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年2月13日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 業務名	感染性廃棄物収集運搬・処分業務委託
(2) 業務内容	別紙「仕様書」のとおり
(3) 履行場所	秋田消防署本署 ほか8か所
(4) 履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(5) 入札参加要件	<p>1 秋田県知事または秋田市長が交付する、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可証を有していること。</p> <p>2 特別管理産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可品目のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第4号に定める感染性廃棄物の「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず」を取り扱うことができること。</p> <p>3 市町村税に滞納がないこと。</p> <p>4 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>5 過去2年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）または他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、当該契約を誠実に</p>

	履行した実績を有すること。 6 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。 7 本市の指名停止期間中または入札参加資格 停止期間中でないこと。
--	--

2 入札に関する事項

入札の日時 令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 10 時から

入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

消防庁舎 4 階 消防本部会議室

入札保証金 免除

契 約 日 入札日から 7 日以内

注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

(2) 落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 予定価格の 10 分の 6 以上の範囲内で、最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としないものとし、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者うち、最低の価格で入札をした者を落札者とします。

(4) 入札執行回数は、2 回を限度とします。

(5) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

(6) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。

(7) 入札書は当日持参するものとし、郵送および電送による入札は受け付けません。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、以下に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 業務受注状況調（様式2）（契約書の写し等の業務内容がわかる資料を添付してください。）
 - ウ 特別管理産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可証（写し可）
 - エ 誓約書（様式3）
 - オ 納税証明書（写し可）
 - (ア) 市町村に納めた法人市民税（直近営業年度のもの）
 - (イ) 市町村に納めた固定資産税（直近のもの）
- ※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出
※いずれも納付書（領収印のあるもの）の写しでも可
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参または郵送（期間内必着）によるものとし、電送によるものは受け付けません。

（3）申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 令和8年2月13日（金）から令和8年2月20日（金）まで（土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）
- イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防庁舎4階
秋田市消防本部救急課
- ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手してください。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をします。
- (2) 指定された申込書等の審査結果等により、指名されない場合があります。その者には非指名通知により、その旨を通知します。
- (3) 指名通知および非指名通知は、令和8年2月25日（水）までにメールまたはFAXで通知します。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市消防本部救急課

電話 018-823-4019